

第 2 2 回宇都宮市農業委員会定例総会 議事録

日 時

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）午後 1 3 時 5 6 分～午後 1 5 時 2 6 分

場 所

宇都宮市役所 7 階 宇都宮市農業委員会室

出席委員

1 番：櫻井委員（会長職務代理）、2 番：恩田委員、3 番：平出委員、5 番：小島委員、
6 番：相良委員、7 番：小野口委員、8 番：佐藤委員（会長職務代理）、
10 番：手塚（孝）委員、11 番：手塚（敏）委員、12 番：田崎委員、13 番：永岡委員、
14 番：吉澤委員、15 番：福田委員、16 番：伊澤委員、17 番：村田委員（会長）、
18 番：宇梶委員、19 番：高橋委員（議席番号順）

欠席委員

4 番：中山委員

会議経過

1 開 会

出席委員 1 7 名で法定定数に達しているので、開会を宣する。

2 会長あいさつ

3 議事録署名委員の選任

議事録署名委員の選任は、議長指名により、議席番号 6 番の相良委員、
8 番の佐藤委員の両名を指名する。

4 議案の取下げ及び訂正並びに追加について

議案の取下げ：なし

訂正並びに追加：なし

5 議 事

議 長 それでは、本日の議事に入りたいと思います。議案書 1 ページを御覧ください。
日程第 1 「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」、議案第 1 号
から 7 号までの 7 議案について、一括上程します。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第 1 号から 7 号の 7 議案のうち、議案第 3 号及び 4 号については、関連議
案の許可を条件に許可すべきものと調査しております。

議案第 3 号について御説明いたします。清原地区の申請です。借人は、営農型
太陽光発電施設を設置するため、申請地の空中に 1 0 年間の区分地上権を設定
する旨の申請です。設置する営農型太陽光発電施設の概要については、議案書
7 ページの議案第 3 0 号で御説明いたしますが、支柱を立てた上に太陽光パネル
を設置して、そのパネルの下部は、農地のまま利用するものです。今回、営農

型太陽光発電施設を設置する者とそのパネルの下部の農地の耕作者が異なるため、区分地上権を設定する必要があるが、また、営農型太陽光発電施設の転用期間は、下部の農地を耕作する法人が広域認定農業者であることから、10年以内の一時転用となるため、区分地上権の設定も10年間となっております。本案件は、令和4年に3年間の一時転用の許可を受けたものであり、今回が2回目の許可申請となりますが、下部の農地の耕作者が、広域認定農業者となったことから、10年間の一時転用となります。本申請は、営農型太陽光発電施設の許可に伴う区分地上権の設定であり、営農型太陽光発電施設の許可が前提となることから、関連議案第30号の許可を条件に許可すべきものと調査しております。

議 長 議案第3号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第3号について、「関連議案第30号の許可を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。関連議案の許可を条件に許可すべきとした、議案第4号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第4号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は、譲受人の耕作に協力するため、譲受人は、転居予定先の隣接にある農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、ネギ、ナス、キュウリを作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、管理機1台を導入予定です。また、申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しておりますが、申請地は、議案第27号の一般住宅転用による残農地であり、転用事業と併せた売買であるため、関連議案第27号の許可を条件に許可すべきものと調査しております。

議 長 議案第4号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第4号について、「関連議案第27号の許可を条件に許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。審議済の議案第3号及び4号を除く、議案第1号から7号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第1号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、転居予定先の隣接にある農地を取得し、ハウス栽培を行うため、申請地を売買により取得し、サボテンを栽培する旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機を所有しております。申請地は全て耕作可能

な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第2号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、自宅隣接の農地を耕作するため、申請地を贈与により取得し、ジャガイモ、サトイモ、ダイコン等を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、耕運機を所有しております。申請地は、全て耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第5号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲渡人は相続したが耕作できないため、譲受人は自宅近隣の農地を耕作するため、申請地を売買により取得し、ネギ、ジャガイモ、ニラを作付する旨の申請です。農機具の調達状況は、耕運機1台を所有、トラクター1台をリースにより確保しております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第6号及び議案第7号については関連しますので、一括して御説明いたします。国本地区の申請です。お互いがこれまで、申請地を自作地と思い耕作していたため、それぞれ交換により農地を取得する旨の申請です。議案第6号の譲受人はネギを作付けし、農機具はトラクター1台をリースにて賄う計画となっており、議案第7号の譲受人はネギを作付けし、農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を所有しております。申請地は耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題がないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議 長 審議済の2議案を除く、議案第1号から7号について、質疑願います。

委 員 (意見等なし)

議 長 質疑がないので、お諮りします。審議済の2議案を除く、議案第1号から7号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 御異議がないので、そのように決定します。議案書2ページを御覧ください。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、2ページから5ページのほとんどが、同一借受人による申請であるため、2ページ議案第8号から5ページ23号までの16議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第8号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲渡人は、高齢により耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、水稻を作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、軽トラック1台を所有しております。申請地は耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題がないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第9号から議案第22号については、借受人がすべて同一ですので一括して御説明いたします。国本地区の申請です。貸付人はいずれも、借受人の農業経営に協力するため、借受人は経営規模拡大のため、議案第10号から議案第13号、議案第15号から議案第22号については賃借権の設定、議案第9号及び議案第14号は使用貸借権の設定により、すべての申請地にねぎを作付けする計画となっております。借受人の農機具の調達状況は、トラクター3台、管理機1台を所有しており、営農に支障はありません。申請地はすべて耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第23号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲渡人は、相続したが耕作できないため、譲受人は、隣接地と併せて耕作するため、申請地を売買により取得し、サトイモを作付けする旨の申請です。譲受人の農機具の調達状況は、トラクター1台、軽トラック1台をリースにて賄う計画となっております。申請地は、耕作可能な農地であることを確認しており、耕作に必要な農作業への従事状況についても問題ないことから、農地法第3条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第8号から23号について、質疑願います。

委員 議案第9号から議案第22号については、中間管理事業で行った方が良いのではないか。

事務局 申請者の意向で、一括3条申請となった。今後も3条で規模拡大を考えているとのこと。

議長 ほかに質疑ありますか。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第8号から23号について、「申請のとおりに許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。6ページを御覧ください。日程第2「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、議案第24号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第24号について御説明いたします。横川地区の申請です。申請人は、現在農業を営んでおりますが、現在、建替え予定している農家住宅の一部が農地であるため、申請地に建築する旨の申請です。本申請は、現在の農家住宅が転用許可を取らずに建てられていたため、是正を含めた申請となります。開発許可については、農家住宅のため、適用除外となります。土地利用計画ですが、給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第36条、「申請に係る農地をこれに隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うもので、申請に係る事業の目的に供すべき土地の面積に占める第1種農地の面積の割合が3分の1を超えないこととする」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第4条許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第24号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第24号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。7ページを御覧ください。日程第3「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第25号から31号までの7議案について一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第25号から31号までの7議案のうち、議案第30号については、営農型太陽光発電に係る転用であるため、撤去条件等を付して許可すべきものと調査しております。

議案第30号について御説明いたします。清原地区の申請です。借受人は現在、申請地において、営農型太陽光発電により発電・売電を行っておりますが、一時転用の期間満了に伴い、申請地に10年間の貸借権を設定し、引き続き営農型太陽光パネルの支柱用地として一時転用する旨の申請です。転用面積については、太陽光パネルを支える支柱の合計面積となっており、特定図での申請となっております。借受人は、平成15年7月29日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の主な概要ですが、太陽光パネル320枚を設置し、年間発電量123,114キロワットアワーを予定しております。なお、パネルの下部の農地については、下部を営農する法人が広

域認定農業者であることから、契約の期間は最大の１０年間となっております。太陽光パネルの総面積は、１，５８７平方メートル、遮光率は、４１．２パーセント、支柱の本数は、合計で１００本となっております、パネルの下部の農地において麦を栽培する計画について、一般社団法人いばらき自然エネルギー協会から、「問題なし」との意見書が添付されております。資金計画については、事業費の全額を自己資金で賄う計画となっております、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第２種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題はなく、転用の実行も支障がないことから、農地法第５条許可要件を満たしていると調査しておりますが、営農型太陽光発電に係る転用のため、下部の農地の営農状況報告及び太陽光設備の撤去等に係る条件を付して許可すべきものと調査しております。

議長 議案第３０号について、質疑願います。

委員 （意見等なし）

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第３０号について、営農型太陽光発電に係る転用のため、「下部の農地の営農状況報告及び太陽光設備の撤去等に係る条件等を付して許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 （異議なし）

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第３０号を除く、議案第２５号から３１号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第２５号について御説明いたします。平石地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に期間の定めのない使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の孫であり、都市計画法第３４条１４号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、建物建築費等を自己資金と融資により賄う計画で、自己資金分の支払い領収書と残額分の金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が１０ヘクタール以上の区域に位置する第１種農地と判断しておりますが、第１種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第３３条第４号の「住宅で集落に接続して設置されるもの」に該当し、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第５条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第２６号について御説明いたします。瑞穂野地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に２０年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は貸付人の孫であり、都市計画法第３４条１４号の「線

引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、給水は市の上水道に接続、排水は合併処理浄化槽により敷地内処理とし、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。

議案第27号について御説明いたします。横川地区の申請です。譲受人は持家がないため、申請地を売買により取得し、自己用住宅を建築する旨の申請であり、都市計画法第34条第14号の「市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費及び建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、農地の集団的な規模が10ヘクタール以上の区域に位置する第1種農地と判断しており、原則として許可できないものとされておりますが、第1種農地の不許可の例外規定である、農地法施行規則第33条第4号の「集落に接続して設置されるもの」に該当することから、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。資金計画については、建物建築費等を全額融資により賄う計画で、金融機関の融資見込証明書が添付されております。申請地は、小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第28号について御説明いたします。横川地区の申請です。借受人は、持家がないため、申請地に30年間の使用貸借権を設定し、自己用住宅を建築する旨の申請です。借受人は、貸付人の孫であり、都市計画法第34条第14号の「線引き前から親族が所有する土地における住宅」に該当します。給排水計画については、市の上下水道に接続するもので、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、建物建築費等を自己資金及び融資により賄う計画で、金融機関の残高証明書及び融資見込証明書が添付されております。申請地は、令和7年4月25日付けで農振除外となり、除外後は、申請地は横川地区市民センターから300メートル以内の区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条許可要件を満たしていると調査しております。

議案第29号について御説明いたします。河内地区の申請です。譲受人は、来客用駐車場がないため、申請地を売買により取得し、申請地を駐車場に転用する旨の申請です。譲受人は、昭和59年11月19日に設立した法人で、電気工事業を主な目的としております。現在、申請地の南側に事業所及び既存駐車場を構

えておりますが、従業員及び会社保有の車両も増え、来客用駐車場が確保できていない状態であるため、今回の申請に至ったものです。土地利用計画については、敷地内は砂利敷とし、12台分の駐車場として利用するもので、給排水設備は設けず、雨水は敷地内に自然浸透させる計画です。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は住宅等が連たんしている区域に位置する第3種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第31号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、売電するため、申請地を売買により取得し、太陽光発電施設を設置する旨の申請です。譲受人は、令和4年7月6日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。本件は、非FIT法による売電を行うもので、譲受人と小売電気事業者との間で、非FIT太陽光発電所で発電された電気の売買契約を締結しております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール176枚を設置し、年間発電量111、797キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜14円で計算いたしますと、経費等を差し引いた年間の利益は56万円程度となる見込みです。土地利用計画については、申請地を整地した後パネルを設置し、周囲はフェンスで囲む計画であり、雑草が繁茂しないよう除草作業を行うこととしており、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第30号を除く、議案第25号から議案第31号について、質疑願います。
委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第30号を除く、議案第25号から議案第31号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。8ページを御覧ください。「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、議案第32号から35号までの4議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第32号から35号までの4議案とも、申請地を売買により取得し、野立ての太陽光発電施設を設置することを目的としており、非FIT法により売電を行う計画で、転用事業者と小売電気事業者との間で、太陽光発電所で発電され

た電気の売買契約を締結されております。また、土地利用計画についても、年数回の除草作業を行う計画で、雨水は敷地内に自然浸透させる計画となっております。以上の共通した部分の説明は省略させていただきます。

議案第32号について御説明いたします。清原地区の申請です。譲受人は、昭和41年7月20日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール1,536枚を設置し、年間発電量825,195キロワットアワーを予定しており、売電単価税抜11円で計算いたしますと、経費等を差し引いた年間の利益は850万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第33号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、昭和41年7月20日に設立した法人で、太陽光発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール168枚を設置し、年間発電量108,678キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費等を差し引いた年間の利益は67万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第34号について御説明いたします。姿川地区の申請です。譲受人は、平成7年7月13日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール168枚を設置し、年間発電量107,572キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み8.5円で計算しますと、経費等を差し引いた年間の利益は69万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議案第35号について御説明いたします。国本地区の申請です。譲受人は、令和6年5月9日に設立した法人で、再生可能エネルギー発電事業を主な目的としております。申請地における太陽光発電の概要ですが、太陽光発電モジュール180枚を設置し、年間発電量113,394キロワットアワーを予定しており、売電単価税込み12円で計算しますと、経費等を差し引いた年間の利益は104万円程度となる見込みです。資金計画については、土地取得費等を全額自己資金により賄う計画で、金融機関の残高証明書が添付されております。申請地は小集団の生産性の低い農地の区域に位置する第2種農地と判断しており、立地基準では許可に支障はなく、申請事由についても問題なく、転用の実行も支障がないと認められることから、農地法第5条の許可要件を満たしていると調査しております。

議長 議案第32号から35号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第32号から35号について、「申請のとおり許可する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。9ページを御覧ください。日程第4「農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について」、議案第36号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第36号について御説明いたします。清原地区の事業計画変更申請です。転用事業者は、園芸用土を採取するため、令和5年6月29日に18か月の一時転用許可を受けましたが、重機の破損により修理が必要となり、令和6年6月26日に工期を令和7年5月31日まで延長したものの、今回、搬入土砂の不足により工期内の埋め戻しが困難になったことから、更に転用期間を延長するため、事業計画変更申請に至ったものです。本件は、事業計画変更承認基準すべてに該当し、変更を認めることについて問題ないものと調査しています。

議長 議案第36号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第36号について、「変更を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。10ページを御覧ください。日程第5「農地法施行規則第29条第1号の規定による届出について」、議案第37号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第37号について御説明いたします。清原地区の願出です。願出人が賃借によりブドウを栽培にしている農地において、雇用している従業員の休憩所を

設置する目的で、農地の一部にプレハブ一棟を設置する旨の届出です。届出地の転用面積は9.9平方メートルであり、2アール未満のため、転用許可申請ではなく、届出となっております。土地利用計画については、整地した後にプレハブを設置する計画です。雨水は敷地内自然浸透とする計画となっていることから、周辺農地への影響はないものと調査しております。これらのことから、届出を受理することについて問題ないものと調査しております。

議長 議案第37号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第37号について、「変更を承認すること」に、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。11ページを御覧ください。日程第6「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、議案第38号から14ページ79号までの42議案について、一括上程します。なお、議事参与の制限により、審議が終了するまで退出していただく議案がありますので、そちらの議案から先に審議してまいります。議案第73号から75号の3議案については、7番委員が代表の法人が借受者となっておりますので、審議が終了するまで7番委員に退出していただきます。

委員 (7番委員退出)

議長 それでは、議案第73号から75号について、事務局の説明を願います。

事務局 13ページ議案第73号から75号について御説明いたします。借受者は、議席番号7番委員が代表を務める法人でありまして、城山地区の計画です。畑の貸し借りが3件です。この計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第73号から75号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第73号から75号について、「計画を承認すること」に、御異議ありませんか。

委員 (意見等なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。議案第73号から75号が終了しましたので、7番委員に入室していただきます。

委員 (7番委員入室)

議長 審議済の議案第73号から75号を除く、議案第38号から79号について、事務局の説明を願います。

事務局 議案第38号から13ページ議案第71号は、清原地区の計画です。田の貸し

借りが３４件です。

議案第７２号は、雀宮地区の計画です。畑の貸し借りです。

議案第７６号、７７号は、城山地区の計画です。畑の貸し借りです。

１４ページ議案第７８号は、豊郷地区の計画です。田と畑の貸し借りです。

議案第７９号は、河内地区の計画です。田の貸し借りです。

これらの計画は所有者・借受者・土地の地番・面積・台帳等と照合しましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議 長 審議済の３議案を除く、議案第３８号から７９号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。審議済の３議案を除く、議案第３８号から７９号について、「計画を承認する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。１５ページを御覧ください。日程第７「農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による農用地利用集積等促進計画作成の要請について」、議案第８０号から１８ページ９８号までの１９議案について、一括上程します。事務局の説明を願います。

事務局 議案第８０号は、清原地区の計画です。譲受人が、野高谷町の畑１筆、５，０３４平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８１号は、清原地区の計画です。譲受人が、板戸町と満美穴町の畑３筆、計６，１５９平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８２号は、清原地区の計画です。譲受人が、氷室町の畑１筆、５，６６３平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８３号は、清原地区の計画です。譲受人が、鎗山町の田５筆、２，６０４平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８４号は、清原地区の計画です。譲受人が、上籠谷町の田１筆、１，６１４平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８５号は、清原地区の計画です。譲受人が、氷室町の畑１筆、３，１４３平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８６号は、瑞穂野地区の計画です。譲受人が、西刑部町の畑１筆、２，５５４平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８７号は、瑞穂野地区の計画です。譲受人が、東刑部町の田２筆、畑１筆、計５，００８平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８８号は、横川地区の計画です。譲受人が、屋板町の畑４筆、計４，２２０平方メートルを売買により取得するものです。

議案第８９号は、横川地区の計画です。譲受人が、上横田町の田１筆、計１，７４１平方メートルを売買により取得するものです。

議案第90号は、雀宮地区の計画です。譲受人が、針ヶ谷町の畑2筆、計2,683平方メートルを売買により取得するものです。

議案第91号は、城山地区の計画です。譲受人が、古賀志町の畑1筆、計945平方メートルを売買により取得するものです。

議案第92号は、豊郷地区の計画です。譲受人が、川俣町の田1筆、計1,087平方メートルを売買により取得するものです。

議案第93号は、篠井地区の計画です。譲受人が、篠井町の田3筆、計8,573平方メートルを売買により取得するものです。

議案第94号は、河内地区の田1筆を含む豊郷地区の計画です。譲受人が、川俣町、下川俣町、古田町の田13筆、計25,190平方メートルを売買により取得するものです。

議案第95号は、河内地区の計画です。譲受人が、相野沢町と上田原町の田4筆、計10,328平方メートルを売買により取得するものです。

議案第96号は、河内地区の計画です。譲受人が、中岡本町の田1筆、畑1筆、計9,424平方メートルを売買により取得するものです。

議案第97号は、河内地区の計画です。譲受人、下田原町の田5筆、計15,387平方メートルを売買により取得するものです。

議案第98号は、河内地区の計画です。譲受人が、下田原町の田4筆、計2,599平方メートルを売買により取得するものです。

これらの計画は、農地中間管理機構である県公社が行う農地売買等事業であり、農用地の売渡申出書、農用地等買受申込書が提出されており、移転の土地、契約の内容、譲渡の状況等調査いたしましたところ、いずれも適正な計画であると調査しております。

議長 議案第80号から98号について、質疑願います。

委員 (意見等なし)

議長 質疑がないので、お諮りします。議案第80号から98号について、「計画作成を要請する」ことに、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないので、そのように決定します。19ページを御覧ください。

日程第8「令和8年度農業関係税制改正に関する要望(案)について」、議案第99号を上程します。事務局の説明を願います。

事務局 それでは資料の19ページをご覧ください。議案第99号、令和8年度農業関係税制改正に関する要望(案)につきまして御説明いたします。まず、1番のこの要望の目的ですが、国において毎年見直しを行っている農業経営に関する税制について、農業経営の発展と安定のため、次年度に向けた改正要望を提出するものです。次に、2番の要望書を作成するにあたっての基本的な考え方ですが、

要望書の作成にあたっては、前年度の要望内容について農業委員・農地利用最適化推進委員より提出された意向を基に作成することとしており、3月に農業委員及び推進委員の皆様は昨年の要望書と合わせて調査票をお送りいただきました。

皆様から御提出いただいた税制改正要望につきまして取りまとめを行い、3番の表のような集計結果となりました。継続要望が多数であったことから、昨年度の内容を継続して要望していく方向で次の20ページの要望書の作成を行いました。なお、今年度は青色申告の関係で新規の要望が1件ありますので、後程説明いたします。次に要望内容の詳細につきまして確認を行いたいと思います。20ページをご覧ください。現在の税制内容を確認しながら、要望内容を読み上げさせていただきます。

まず、1番の相続税（納税猶予）についての要望です。

- ① 市街化区域内農地の、相続税納税猶予の適用要件として、相続後に20年営農継続するとされているが、親の長寿化に伴い後継者も高齢となっており、大変厳しい状況であることから、営農継続期間を10年に短縮することを要望します。

・納税猶予につきましては、市街化区域内農地では20年営農で相続税免除することになっております。昨年度から継続して要望いたします。

- ② 制度適用中の農地について、土地収用法に基づき道路等公共用地として買収された部分に係る利子税の免除を恒久化すること。また、道路等公共用地として寄付を行う場合においても、納税猶予相当額及び利子税を免除することを要望します。

・時限措置として令和8年3月31日まで全額免除となっており、本来は収用等による譲渡の場合、利子税は納付額の2分の1でございます。また、寄付の場合の税制上の措置はありません。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。

次に2番の不動産取得税についての要望です。地域の中心となる経営体への農地集積を促進するため、意欲ある農業者が農地中間管理事業に基づく農用地利用集積等促進計画により、農地を取得する際の、不動産取得税の特例措置の恒久化を要望します。

・現在の税制としましては、課税標準の特例3分の1控除の時限措置が昨年度の税制改正の際に令和9年3月31日まで延長して適用されることとなりました。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。

次に3番の軽油取引税についての要望です。軽油取引税の課税免除の特例措置については、時限措置の適用期限が延長されましたが、農業経営の安定化を図るため、課税免除の恒久化を要望します。

・現在の税制としましては、昨年度の税制改正の際に令和9年3月31日まで免税の時限措置が延長して適用されることとなりました。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。

次に4番の石油石炭税についての要望です。農業経営に必要な農業用機械については、機械に応じて、さまざまな燃料を使用しており、一部の燃料には軽減措置がありますが、他の燃料に係る費用には、軽減措置の対象外となっているため、農家にとって大きな負担となっています。このようなことから、農業経営の維持と安定を図るため、農業用機器に使用するすべての燃料についての石油・石炭税及び地球温暖化対策税の免税を要望します。

・現在での税制では、灯油やLPGガスにそれぞれ石油石炭税および地球温暖化対策税が上乗せされています。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。

最後に、5番の固定資産税・都市計画税についての要望です。

(1) 平成27年4月に都市農業振興基本法が制定され、今後とも都市農業の持続的発展を期するためには、その担い手である農家の経営を安定させることが何よりも重要となっております。このような中、現在、土地の評価額が大きく上昇した場合に税負担の急増を避けるため、固定資産税や都市計画税の課税標準額を段階的に評価額に近づけていく負担調整措置の適用期限が延長されたところではありますが、市街化区域内農地の固定資産税額は一般農地よりも高く農業経営に大きな負担となっています。このため、営農を継続している市街化区域内農地（生産緑地地区内の農地を除く）における固定資産税や都市計画税の軽減に向け、算出方法の抜本的な見直しを要望します。

・現在の税制としては、令和3年の負担調整措置（評価額の据え置き）の仕組みを時限措置として適用されており、昨年度の税制改正の際に時限措置の適用期間が令和8年度まで延長されました。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。

(2) 将来にわたって、農地の維持保全を図り、農業を成長させていくためには、離農する農家に対して農地中間管理機構への農地の貸付を促すことで、担い手への集積を進める必要があります。このため、所有する全農地を貸付けた場合の固定資産税の軽減措置を賃借期間にかかわらず5年間に統一するとともに、課税軽減の特例措置の恒久化を要望します。

・現在の税制としては、時限措置として課税標準2分の1控除適用。こちらも昨年度の税制改正の際に時限措置の適用期間が令和8年度まで延長されました。また、控除の対象期間としましては10年以上15年未満の貸付けで3年間、15年以上の貸付けで5年間となっております。こちらにつきましても、昨年度に引き続き要望いたします。

今後のスケジュールにつきましては、６月１２日（木）（一社）栃木県農業
会議へ要望の提出期限の予定となっております。

議 長 議案第９９号について、質疑願います。

委 員 （意見等なし）

議 長 質疑がないので、お諮りします。議案第９９号について、「原案のとおり、要
望する」ことに、御異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長 御異議がないので、そのように決定します。２２ページを御覧ください。報告
事項に入ります。それでは、事務局より報告願います。

事務局 [事務局より報告第１から報告第７まで一括で報告する。]

議 長 「その他」皆様から何か報告等はありませんか。

委 員 （特になし）

議 長 事務局から報告等はありませんか。

事務局 （特になし）

議 長 全ての審議が終了しましたので、以上で第２２回定例総会を終了します。

（閉会 午後１５時２６分）